

○生駒市スポーツ推進審議会条例

平成 8 年 6 月 26 日

条例第 23 号

〔生駒市スポーツ振興審議会条例〕をここに公布する。

生駒市スポーツ推進審議会条例

(平 23 条例 16・改称)

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)

第 31 条の規定に基づき、本市にスポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 23 条例 16・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平 23 条例 16・一部改正)

(定数)

第 3 条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、10 人以内とする。

(委嘱)

第 4 条 委員は、スポーツに関する学識経験のある者、関係行政機関の職員その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

(平 23 条例 16・一部改正)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月条例第 16 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の生駒市スポーツ振興審議会条例第 4 条の規定により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の生駒市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第 4 条の規定により委嘱された委員とみなす。
- 3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、新条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、旧委員としての任期とする。